

# 内閣府 公益認定等委員会だより



## 内閣府公益認定等委員会 発行

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続については「公益法人information」を御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



### 山本内閣府特命担当大臣、公益認定等委員会で挨拶

8月26日、第356回の公益認定等委員会に山本幸三内閣府特命担当大臣が出席し、冒頭挨拶が行われました。

山本大臣からは、委員の日頃の審査業務等に対する謝辞とともに、新しい公益法人制度の下、現在全国で、9,000を超える公益法人が、様々な分野で魅力ある活動をしており、安倍内閣の重要政策である地方創生や一億総活躍社会の実現という観点からも、大変重要な存在になっていること、担当大臣として、委員会と協力し、公益法人の活動への支援や理解促進に取り組むとともに、公益法人の自己規律の確立や適正な運営の確保に努め、民(みん)の自主性による公益の実現のサポートに尽力したいと考えていることなどが述べられました。

また、大臣と委員との間では、東京オリンピック・パラリンピックでの益々のメダル獲得への期待とともに、これらの成果を支えるものとして、公益法人をはじめとする各スポーツ団体における規律の発揮などがガバナンスの重要性について意見が交わされました。

### 目次

#### 一般の皆様

- P.4 法人の活動紹介  
公益社団法人  
シャンティ国際ボランティア会

#### 法人の皆様

- P.2 第2回テーマ別セミナー  
「公益法人の会計基準に  
関する実務指針」について
- P.3 平成28年度  
公益法人の会計に関する  
研究会の開催について
- P.5 公益認定申請窓口相談の御案内
- P.6 申請サポートに関する情報・  
その他お知らせ  
(公益認定申請サポート・法人運営  
相談やテーマ別セミナーの開催等の  
日程についてお知らせいたします。)

ホームページで **公益法人の検索** ができます  
寄附先等の検索に御利用ください

～検索画面の出し方～

ホームページ「公益法人information」で「公益法人とは」  
をクリック後、「公益法人等の検索」をクリック



### 8月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		税額控除法人数		
内閣府	社 団	796	120	845
	財 団	1,615	309	907
都道府県	社 団	3,356	107	4,759
	財 団	3,694	428	3,060
合 計		9,461	964	9,571

(注) 公益目的支出計画実施法人

(平成28年8月31日現在)



## 第2回 テーマ別セミナー

# 「公益法人の会計基準に関する実務指針」を開催しました

《平成28年7月7日(木)》

日本公認会計士協会より、平成28年3月22日に公表された、「公益法人会計基準に関する実務指針（非営利法人委員会実務指針第38号）」及び「正味財産増減計算書内訳表等に関する研究報告（同研究報告第29号）」について、公認会計士である上倉要介氏に解説をいただき、約110法人の皆様にご参加いただきました。



同実務指針は、平成16年基準のもとで作成された4つの旧実務指針を平成20年基準および新公益法人制度に対応すべく文言等を修正し1つに取りまとめものです。

また、27年度報告（「平成27年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」平成28年3月23日、内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会）の中で、「Ⅱ 26年度報告の日本公認会計士協会実務指針等への反映」にも記載のあるように、日本公認会計士協会に対し、26年度報告で方向性を示した課題のうち、「法人類型ごとの適用する会計基準の明確化」、「収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方」、「有価証券の評価方法等の考え方と表示方法」等について検討を依頼した結果も含むものです。

具体的な会計処理事例及び取まとめ表等を取り入れて、わかりやすく解説していただきました。その一例として有価証券の評価基準については、保有区分に応じて以下のように整理されるとの説明がありました。

### ＜当日資料の抜粋＞

保有区分		評価基準	正味財産増減計算書における処理
満期保有目的の債券	取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるとき	償却原価法	受取利息処理
	上記以外	取得価額	(減損処理すべきものについては評価損を計上)
子会社株式・関連会社株式			
その他の有価証券	市場価格のないもの	時価	評価損益を計上
	市場価格のあるもの		



※当日の資料や今後のセミナーの予定は「公益法人information」に掲載していますので、ご覧下さい。

<https://www.koeki-info.go.jp/administration/seminar.html>



# 平成28年度 公益法人の会計に関する研究会の開催について

公益認定等委員会は、以下の課題に対応するため、平成28年度においても引き続き、公益法人の会計に関する研究会を開催しています。

## ◆課題

- i) 社会経済情勢の変化や法人の実情に応じ、運用の点検や見直しを行うとともに、法人の負担軽減を図るべきではないか
- ii) 法人にとってより分かりやすいものとなるよう、工夫すべきではないか
- iii) 運用に係る問題点も顕在化しており、その是正を図るべきではないか

## ◆スケジュール及び検討項目

開催(予定)日	検討項目
第22回 2016年7月27日	<input type="checkbox"/> 検討項目の全体像について <input type="checkbox"/> よりわかりやすい公益法人会計 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定期提出書類上の記載内容の明確化</li> <li>② 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保 ・公益法人会計基準と同注解の統合について</li> </ul>
第23回 2016年9月下旬 (予定)	<input type="checkbox"/> 公益法人会計の運用の点検と見直し・法人の負担軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定費用準備資金の運用の点検と見直し</li> <li>② 公益目的取得財産額の算定(定期提出書類の別表H)</li> </ul> <input type="checkbox"/> 運用上、顕在化してきた問題点の是正 遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化
第24回 2016年11月 (予定)	<input type="checkbox"/> 運用上、顕在化してきた問題点の是正 異常値の発生への対応 <input type="checkbox"/> より分かりやすい公益法人会計 公益法人会計基準の一覧性の向上・整合性の確保 ・FAQについて、根拠となる公益法人会計基準(運用指針を含む。)を明示するほか、両者の記載の整合性を図るなど、法人が参照しやすくなるよう工夫
第25回 2017年2月(予定)	<input type="checkbox"/> 本年度の研究会報告書案(パブリックコメント案)の検討
2017年3月中(予定)	<input type="checkbox"/> 本年度の研究会報告書の確定

※開催予定と検討項目については、今後の検討状況によって変更する可能性があります。

【検討項目例】については、公益法人informationトップページの内閣府からのお知らせ「平成28年度公益法人に関する研究会の開催について」を参照願います。



### 概要

公益社団法人シャンティ国際ボランティア会は、1981年に日本で設立された教育文化支援や緊急救援活動を行うNGOです。現在は、アジア6カ国7地域(タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー(ビルマ)難民キャンプ、アフガニスタン、ミャンマー、ネパール)に事務所を置いています。全ての子どもたちに教育の機会を届けるため、地域の文化や対話を大切にしながら、学校や地域で本に関わる活動・学びの場を設置する活動を行っています。緊急救援では、国内外で65を超える自然災害や人道支援の活動を行っています。



### 熊本地震での 緊急救援事業

2016年4月14日・16日に熊本地方で発生した震度7の地震に際し、シャンティは発災直後に職員3人を現地に派遣しました。それ以降、3ヶ月間熊本市東区・中央区および、益城町の22カ所の避難所で主に3つの活動を実施し、延べ710人が参加しました。



### 1 食事のサポート



炊き出し、食事の提供、食材提供(野菜、果物、水、野菜ジュース、お菓子)など118ヶ所の避難所で8,779食を、調理可能な避難所には12,233食分届けました。避難所で生活をしていた妊婦さんからは「乾パン、カップ麺、缶詰の生活だったので、生野菜はすごくありがたかったです。そして温かい汁物も野菜がいっぱいで本当に助かりました。」とコメントを頂きました。



炊き出しの様子

入浴送迎の様子

### 2 入浴送迎



避難所と地域の銭湯を巡回する定期的な入浴送迎と玉名市の温泉への送迎を36カ所の避難所で28回実施、延べ272人が参加。5回開催した温泉への送迎には述べ97人が参加しました。

入浴設備がない避難所も多く、知人宅に毎日もらい湯をするのも気兼ねするといった声も聞かれました。「今までバケツに水をくんで外においておき、昼間日光で温めた水で身体をぬぐう程度だったけど、やっぱりお風呂に入れるのは有難い」と、わずかな時間の中でも心身ともにリラックスできたと参加した方からの声が届きました。

### 3 サロン活動



避難所で人が集い、お茶を飲みながらおしゃべりが楽しめ、好きな本や雑誌を手にとることができるサロン活動を20カ所の避難所で20回開催し、341人が参加しました。避難所の統廃合が行われ、新しい避難所には知り合いがいない方などが活動に参加し、参加者同士が避難生活や将来への不安などを共有する中で仲良くなり、長く避難所生活でも気晴らしができる時間となりました。



サロン活動の様子

# ～公益認定申請窓口相談の御案内～



新しい公益法人制度に関する御問合せ先は下記のとおりです。  
より詳しい申請手続きについては、「公益法人information」を御覧ください。

(平成28年5月25日時点)

機関名		電話番号(代表/直通)
国	内閣府	公益認定等委員会事務局 大臣官房公益法人行政担当室
		03-5403-9669 (相談専用) 03-5403-9555(代)
都道府県	北海道	総務部法務・法人局法人団体課
	青森県	総務部総務学事課
	岩手県	総務部法務学事課
	宮城県	総務部私学文書課
	秋田県	総務部総務課
	山形県	総務部学事文書課
	福島県	総務部私学・法人課
	茨城県	総務部総務課
	栃木県	経営管理部文書学事課
	群馬県	総務部学事法制課
	埼玉県	総務部文書課
	千葉県	総務部政策法務課
	東京都	生活文化局都民生活部管理法人課公益法人担当
	神奈川県	総務局組織人材部文書課
	新潟県	総務管理部法務文書課
	富山県	経営管理部文書総務課
	石川県	総務部総務課
	福井県	総務部情報公開・法制課
	山梨県	県民生活部私学・科学振興課
	長野県	総務部情報公開・法務課
	岐阜県	総務部法務・情報公開課
	静岡県	経営管理部総務局法務文書課
	愛知県	総務部法務文書課
	三重県	総務部行財政改革推進課
	滋賀県	総務部総務課公益法人・宗教法人係
	京都府	総務部政策法務課
	大阪府	総務部法務課
	兵庫県	企画県民部文書課公益・宗教法人班
	奈良県	総務部総務課
	和歌山県	環境生活部県民活動団体室
	鳥取県	総務部行政監察・法人指導課
	島根県	総務部総務課
	岡山県	総務部総務学事課
	広島県	総務局総務課
	山口県	総務部学事文書課
	徳島県	監察局評価検査課
	香川県	総務部総務学事課
	愛媛県	総務部総務管理局私学文書課
	高知県	総務部法務課
	福岡県	総務部行政経営企画課
	佐賀県	総務部法務私学課
	長崎県	総務部総務文書課
	熊本県	総務部総務私学局県政情報文書課
	大分県	総務部法務室
	宮崎県	総務部行政経営課
鹿児島県	総務部学事法制課	
沖縄県	総務部総務私学課	

内閣府では、法人サポートの取組みの一環として、これから公益認定の申請を予定している法人を対象に窓口相談の予約申込を毎月受け付けております。

## 窓口相談申込内容

対象法人	内閣府へ公益認定申請をご予定の一般法人
相談内容	(1)新規の公益認定等各種申請に関するご相談 (2)定款の内容等についてのご相談 ※窓口相談の時間は1回当たり約45分
留意事項	1. この窓口相談は公益認定申請の要件ではありません。 2. 以下の法人の方は、予約申込を行うことができません。 (1)既に公益認定申請を行っている法人 (2)申請予定先行政庁が都道府県である法人 3. ご相談は、できる限り詳細な説明を行います、最終的な結果を保証するものではありませんので、予め御了承願います。 4. 初めて窓口相談を受けられる方は、現行の定款、事業の概要、組織、財務規模等が分かる資料(パンフレット等)をお願いすることがあります。





# 公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

## ■公益認定申請の内閣府相談窓口

### 窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9557  
FAX 03-5403-0231  
メール sodan-juri@cao.go.jp

### 電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669  
時間 平日10時～16時45分



## ■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

### ●民間の専門家を活用した相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。9月の予定は下記のとおりです。

日時：9月28日（水）13:10～16:50  
場所：アーバンネット大手町ビル6階  
東京都千代田区大手町2-2-2

申込〆切  
9月16日（金）17時

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

## ■その他のサポート

### ●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9586  
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

## テーマ別セミナーの開催

### 検討中

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

### ■開催内容は検討中

●詳細が決まりましたら「公益法人information」に掲載します。

<https://www.koeki-info.go.jp/administration/seminar.html>

問合せ先  
電話 03-5403-9586  
メール koueki-seminar@cao.go.jp



### お知らせ メールマガジンの配信を始めました。

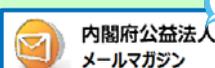
内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。



内閣府公益法人  
Facebook



内閣府公益法人  
Twitter



内閣府公益法人  
メールマガジン

New!

### 募集

## ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新していきます。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

### ■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係  
電話：03-5403-9524  
e-mail：koueki-info@cao.go.jp

※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。